

答申第20号
令和元年12月25日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県個人情報保護運営審議会
会長 倉岡憲雄



個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について（答申）

令和元年11月7日付け健企第1289号で諮問がありましたのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者（以下「対象見込者」という。）への「個別のお知らせ」を、別紙のとおり例外事項として認める。
なお、事務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

2 留意事項

- (1) 対象見込者本人や親族等のプライバシー等、個人の権利利益が侵害されることのないよう慎重に実施すること。
- (2) 対象見込者本人や親族等への周知・広報の徹底等に取り組み、個別のお知らせは、限定的に実施すること。

以上

個人情報の本人収集の原則の例外事項

(条例第5条第2項第9号関係)

(山形県個人情報保護運営審議会答申(令和元年12月25日付け答申第20号))

番号	事務名	収集先	本人以外から収集する必要性
19	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	・市町村 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給の対象見込者は、既に高齢であったり、障がいを有していることなどから、同法が施行されたことや自身が対象となり得ることを知り得る状況にない可能性が高いことが考えられる。 ・こうしたなかで、一人でも多くの方に一時金支給に係る情報をお知らせするために、対象見込者の現住所、現在の状況、家族状況等を把握する必要があり、これらの個人情報について、県が保有している情報をもとに、市町村から収集する必要がある。 ・また、市町村から収集した情報をもとにお知らせをしていくにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者に係る個人情報を収集することが必要となる。

(別紙2)

センシティブ情報の収集禁止の例外事項
(条例第5条第3項第3号関係)

(山形県個人情報保護運営審議会答申(令和元年12月25日付け答申第20号))

番号	事務名	収集する個人情報	当該情報が必要不可欠である理由
15	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	社会的差別の原因となるおそれがある個人情報	・旧優生保護法一時金支給法の個別のお知らせのために市町村から対象見込者に係る個人情報を収集するにあたり、対象見込者本人や家族の情報に関し社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集することが必要な場合がある。

個人情報の利用及び提供の制限の例外事項
(条例第6条第1項第8号関係)

(山形県個人情報保護運営審議会答申(令和元年12月25日付け答申第20号))

番号	事務名	提供先	目的外の提供の必要性
6	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	<ul style="list-style-type: none"> ・対象見込者の成年後見人又は親族 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。 ・この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者の情報を聞く必要があり、この際、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。 ・また、成年後見人、親族に一時金支給の情報を伝える際にも、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。